

議 案 第 86 号

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会条例を廃止する条例の制定について

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業に関し、当該整備事業者の選考が終了したことにより、委員会の設置目的を果たしたため。

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会条例を廃止する条例

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会条例 (平成30年松戸市条例第23号) は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例 (昭和31年松戸市条例第15号) の一部を次のように改正する。

別表2 (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会委員の項を削る。